



ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る 暫定排水基準の見直し(案)について

一般排水基準を達成することが困難であると認められた 40 業種について、3 年間の期限で暫定基準が 2001 年 7 月に設定され、その後 3 年ごとの各業種の取り組み状況・実態を踏まえ見直しを繰り返し、現在は 11 業種となっている状況です。

そこで、2022 年 6 月末に期限を迎えることにより下記(案)に見直され、2022 年 7 月 1 日から改正省令の施行となります。

暫定基準見直し(案)

対象業種		基準案(mg/L)			
		ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等	
温泉	旅館業	ほう素濃度が 500mg/L 以下の温泉	→300		
		ほう素濃度が 500mg/L 以上の温泉	500		
		自然湧出		50	
		自然湧出以外		30	
		S49 以降湧出で 50 m ³ /日以上		15	
畜産	畜産農業	豚房施設を有する		→400	
		牛房施設を有する		→300	
		馬房施設を有する		→一般	
工業	ほうろう 鉄器製造業		40	12	
	金属鋳業		100		
	電気 めっき業	50 m ³ /日未満	30	40	
		50 m ³ /日以上		15	
	貴金属製造・再生業				2,800
	酸化コバルト製造業				→一般
	ジルコニウム化合物製造業				→350
	モリブデン化合物製造業				→ 1,300
バナジウム化合物製造業				1,650	
下水道	下水道業	温泉排水を受け入れ(一定のもの)	→40		
		※			→一般

※:モリブデン、ジルコニウム化合物製造業排水を受け入れ

青字:変更なし延長 赤字:改定延長 色なし:一般排水基準適用

=参考:一般排水基準=

ほう素 10 mg/L(海域排出の場合は 230 mg/L)

ふっ素 8 mg/L(海域排出の場合は 230 mg/L)

硝酸性窒素等 100 mg/L

「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」 (盛土規制法案)が閣議決定されました

静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することになりました。

(概要)

- スキマのない規制
 - 都道府県知事等が土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
 - 一時的な堆積も含め、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象とする
- 盛土等の安全性の確保
 - 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
 - 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査、及び③工事完了時の完了検査を実施
- 責任の所在の明確化
 - 盛土等が行われた土地について、土地の所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
 - 災害防止のため必要な時は、土地の所有者だけでなく、原因行為者に対しても是正処置等を命令できることとする
- 実効性のある罰則の措置
 - 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の条件(懲役2年以下、罰金100万円以下)より高い水準に強化

盛土を行う際には本規制の他にも県や市町村により条例があり、堆積する土壌の有害物質を分析する必要があります。

有害物質の分析はぜひ当社までお願いします。

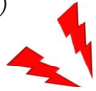
騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令について

「騒音規制法施行令(以下「騒音令」という。)及び振動規制法施行令(以下「振動令」という。)の一部を改正する政令」が令和3年12月21日(火)に閣議決定されました。

改正の概要

- ① 騒音令別表第1に定めるコンプレッサー(空気圧縮機)について、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを規制対象外とする。

騒音令 別表第1 第2の項

改正前	改正後
空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。) 	空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

- ② 振動令別表第1に定めるコンプレッサー(圧縮機)について、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを規制対象外とする。

振動令 別表第1 第2の項

改正前	改正後
圧縮機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

施行期日

令和4年12月4日(木)

備考

規制対象外となる施設の個別指定の方法については、今後有識者検討会での議論を踏まえて検討されます。



土対法施行規則の一部改正について

一定規模以上の土地の形質変更(解体工事や新築工事など地面を掘削、盛土をする行為)を行う際には、事前に届出をする義務があります。例えば、住宅用地のような汚染がないように考えられる土地であっても、3000㎡以上の土地の形質変更を行う場合には、事前に土壤汚染対策法第4条第1項の届出が必要です。また、特定有害物質を使用する水質汚濁防止法の特定工場を有する工場においては、900㎡以上の形質変更で届出を要します。

現行法では、形質変更の届出は、基本的に土地の所有者が行うこととなっており、所有者以外の場合、土地の権利者全員の同意が必要とされ、権利者が多数存在すると大きな負担になるという問題がありました。

そこで、今回の改正(令和4年7月1日施行)では、土地の所有者以外の場合でも、同意書の代わりに「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」の添付も認められるようになります。なお、同意書についても引き続き、認められます。

当社は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関であるため、土地の形質変更の届出により、土壤汚染状況調査が必要となった場合には、お気軽にお問い合わせください。

リサーチグループのホームページ開設

製品の障害解析、異物分析を行っているリサーチグループのホームページを開設しました。

リサーチグループの特長としては、医薬品・食品・工業製品の異物分析を約40年間行ってきたことによる様々な知見が蓄積されています。特に、最近では医薬品に係る異物分析を年間1000検体以上行っており、錠剤、液剤等の様々な形態に混入した異物や数ミクロン程度の極小異物にも対応できます。

ホームページでは、様々な分析事例を掲載していますので、まずは、以下のURLをご覧ください。

<https://www.get-c.co.jp/research/>

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <https://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp